

議案第 2 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

整理 番号	路線名 (番号)	起 点		重要な 経過地
		終 点		
1	1 0 3 0	羽生市 大字上新郷字五十ヶ谷戸 6 6 2 1 番 7	地先	
		羽生市 大字上新郷字別所 7 0 9 5 番 2	地先	
2	2 2 7 0	羽生市 大字上村君字堤根 2 5 1 番 1	地先	
		羽生市 大字上村君字堤根 2 5 7 番 1	地先	
3	2 3 9 7	羽生市 大字発戸字猿淵 2 0 8 4 番 1	地先	
		羽生市 大字発戸字猿淵 2 1 2 0 番 1	地先	
4	3 0 0 4	羽生市 大字下村君字米の宮 2 8 2 4 番 1	地先	
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 7 9 9 番 1	地先	
5	3 0 0 6	羽生市 大字下村君字米の宮 2 5 7 1 番	地先	
		羽生市 大字上村君字堤根 2 9 7 番 1	地先	
6	3 1 9 8	羽生市 大字堤字内田 1 4 7 番 3	地先	
		羽生市 大字堤字富士前 1 0 7 番	地先	
7	3 1 9 9	羽生市 大字堤字内田 1 6 5 番 1	地先	
		羽生市 大字堤字内田 1 4 7 番 3	地先	
8	3 2 1 2	羽生市 大字名字屋敷裏 6 2 9 番	地先	
		羽生市 大字堤字内田 1 6 4 番	地先	
9	3 2 9 1	羽生市 大字名字東済 1 番	地先	
		羽生市 大字常木字茂手木 1 1 9 2 番	地先	

1 0	3 3 0 9	羽生市 大字下村君字東畑 2 3 3 3 番 1	地先
		羽生市 大字下村君字米の宮 2 3 3 4 番 1	地先
1 1	3 3 1 1	羽生市 大字堤字内田 1 2 9 番 7	地先
		羽生市 大字下村君字東畑 2 2 9 4 番 1	地先
1 2	3 3 1 9	羽生市 大字常木字下 1 1 0 3 番 2	地先
		羽生市 大字常木字下 1 0 8 5 番 2	地先
1 3	8 1 6 3	羽生市 大字神戸字前 9 0 0 番 1	地先
		羽生市 大字神戸字前 8 5 3 番 1	地先
1 4	8 4 5 7	羽生市 大字須影字下戸の内 1 6 番 1	地先
		羽生市 大字神戸字前 9 0 3 番 1	地先

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明